

【宮崎雅夫メールマガジン：VOL. 66（令和7年2月3日）】※活動状況は省略しています。
VOL. 66は以下の内容でお届けします。

- ◎ 第217回国会（常会）が開会 参議院議員 宮崎雅夫
- ◎ 所属委員会
- ◎ 内閣提出予定法案
- ◎ 各種政策情報
 - 食料・農業・農村政策審議会企画部会
 - 第8回インフラメンテナンス大賞が決定
 - 令和6年度日本農業遺産の認定地域が決定
 - サステナアワード2024 農林水産大臣賞が決定
 - 令和6年鳥獣対策優良活動表彰者が決定
 - 「農山漁村」経済・生活環境プラットフォーム設立記念シンポジウム」の開催
 - 「令和6年度林業イノベーション現場実装シンポジウム」の開催
 - 漁港を海業に活用するための計画（第1号）
 - 「鳥インフルエンザ」の発生が過去最大
- ◎ 活動状況（主な会議、現地調査等）1月

=====

- ◎ 第217回国会（常会）が開会 参議院議員 宮崎雅夫

=====

1月24日から6月22日までを会期とする第217回国会（常会）が始まりました。

昨年成立した改正食料・農業・農村基本法を具体化させるため、令和7年度予算や保全等を追加した土地改良法の改正、価格形成に関する法律（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）等の審議が予定されています。

また、3月末には基本法改正を受け今後の農政の中長期の指針となる食料・農業農村基本計画の見直しが行われます。今国会は農業構造転換集中対策期間の初動に当たるため特に重要で、令和7年度のスタートが今後の農林水産業の鍵を握っています。

私も、令和7年度当初予算の年度内成立に向け尽力するとともに、皆様方のご意見・ご要望等を踏まえしっかりと対応してまいります。

=====

- ◎ 所属委員会

=====

今国会から国会の所属委員会が一部変更になりました。法案審議等しっかりと職責を果たしてまいります。

- ・国土交通委員会
- ・行政監視委員会理事（筆頭）

- ・政治改革に関する特別委員会
- ・情報監視審査会（代表幹事）

=====

◎ 内閣提出予定法案

=====

今国会に農林水産省からは、4件の法案が提出される予定です。また、他省庁からも農林水産業、農山漁村に関する法案が提出予定です。以下、概要をお知らせします。

1 農林水産省関係

（１）土地改良法等の一部を改正する法律案

農村人口及び農業者の減少が進む中、土地改良施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、土地改良施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業用排水施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う土地改良施設及び末端施設の保全に係る制度の創設、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地に係る土地改良事業の実施主体の拡充等、急施の土地改良事業への再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業の追加等の措置を講ずる。

（２）漁業災害補償法の一部を改正する法律案

我が国の漁業をめぐる諸情勢の変化に対応して漁業災害補償制度の改善を図り、漁業経営の安定に資するため、漁獲共済及び特定養殖共済を統合して漁獲・特定養殖共済を創設し、併せて当該共済契約において2以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約の成立等を可能とするとともに、養殖共済において損害に係る養殖施設ごとの共済目的の数量が一定の数量以上である場合に共済金を支払うものとする特約を設ける等の措置を講ずる。

（３）森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案

最近における森林経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村はその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とするとともに、施業実施協定に施設整備等の共同化に関する協定を追加する等の措置を講ずる。

（４）食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案

食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者等による農林漁業者と消費者とをつなぐ機能の強化を図る事業活動に関する計画の認定制度を設け、当該認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫による貸付けの特例の措置等を講ずるとともに、その実現に向けて飲食料品等の取引の適正化の強化を図るため、飲食料品等事業者間の取引に当たり当事者双方に対して持続的な供給に要する費用を含めた取引条件の説明、これに係る誠実な協議の実施等を努力義務とし、農林水産大臣による当該努力義務の判断の基準となるべき事項の策定、当該事項に関する指導及び助言、勧告等の措置を通じ、併せて、当該費用に関する指標の作成、卸売市場における当該指標の公表等の措置を講ずる。

2 他省庁関係（内閣府）

○災害対策基本法等の一部を改正する法律案

令和六年度能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国による地方公共団体の応援体制の強化、被災者援護協力団体（仮称）の登録制度の創設、広域一時滞在等における被災住民への情報提供の充実、地方公共団体における物資の備蓄状況の公表の義務化、援助の種類への福祉サービスの提供の追加、災害時における日本下水道事業団の業務の特例の創設、内閣府の防災監（仮称）の新設等の措置を講ずる。

※その他、法案の概要等が明らかとなる都度、情報を提供させていただきます。

=====

◎ 各種政策情報

=====

農林水産業に関連する各種の情報です。参考にしていただければ幸いです。

※以下のアドレスからご参照ください。（外部リンク等）

○ 食料・農業・農村政策審議会企画部会

1月22日に開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会（第116回）で食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討が行われました。

農林水産省 HP リンク：<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/index.html>

○ 第8回インフラメンテナンス大賞が決定

1月14日、農林水産省等関係省庁は、社会資本のメンテナンスに優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」の受賞者が決定しました。

農林水産省 HP リンク：<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/keityo/250114.html>

○ 令和6年度日本農業遺産の認定地域が決定

農林水産省は、1月24日に世界農業遺産等専門家会議の評価結果を踏まえ、日本農業遺産の認定を行う地域を決定しました。新たな日本農業遺産の認定は、以下の4地域です。

1. 兵庫県北播磨・六甲山北部地域「兵庫の酒米「山田錦」生産システム」、2. 兵庫県朝来地域「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」、3. 徳島県県南地域「みなみ阿波の樵木林業システム」、4. 沖縄県多良間地域「琉球王国時代の「抱護（ポーグ）」が育む多良間島の持続的島嶼農業システム」

農林水産省 HP リンク：<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/250124.html>

○ サステナアワード 2024 農林水産大臣賞が決定

農林水産省は、「みどりの食料システム戦略」の一環として、消費者庁、環境省と連携し、「あふの環 2030 プロジェクト」を実施しています。1月24日に食や農林水産業に関わるサステナブルな取組動画を表彰する「サステナアワード 2024」の受賞作品が決定しました。

農林水産省 HP リンク：https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/b_kankyo/250124.html

○ 令和6年鳥獣対策優良活動表彰者が決定

農林水産省は、令和6年度における鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用等に取り組み、地域に貢献している個人や団体を決定しました。

農林水産省 HP リンク：<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/250124.html>

○「農山漁村」経済・生活環境プラットフォーム設立記念シンポジウム」の開催

農林水産省は、「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトを進めるため、農山漁村経済・生活環境創生プラットフォームを設立。設立を記念して2月4日にシンポジウムを開催します。

農林水産省 HP リンク：<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/nousei/250123.html>

○「令和6年度林業イノベーション現場実装シンポジウム」の開催

林野庁は、森林・林業における新技術の開発、実用化を進めるため、最新の技術開発の動向や各地域における取組の紹介や交流の場を提供するシンポジウムを2月5日～6日に開催します。

農林水産省 HP リンク：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kaihatu/250114.html>

○ 漁港を海業に活用するための計画（第1号）

漁港漁場整備法の改正に伴い、令和6年4月1日から計画的に漁港を海業に活用する漁港施設等活用事業制度の運用を開始。現在、全国の漁港では漁港管理者が中心となり、地域水産物の消費の増進や交流の促進に向けた、「漁港施設等活用事業の推進に関する計画」の策定に向けた取組が展開。全国に先駆けてその第1号となる計画が、福岡県糸島市において策定されました。

農林水産省 HP リンク：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/keikaku/250110.html>

○「鳥インフルエンザ」の発生が過去最大

高病原性鳥インフルエンザは、1月31日現在、14道県で50事例が発生。年始以降、発生が急増しており、特に愛知・千葉・岩手県の養鶏の集中地域における連続発生が顕著で、1月の発生は過去最大となっています。引き続き、野鳥・野生動物による侵入の防止等の飼養衛生管理基準の遵守を徹底するなど発生に備えた対策をお願いいたします。

農林水産省 HP リンク：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>